

令和6年5月2日

福祉労働部  
障がい福祉サービス指導室  
内線：3262  
直通：092-643-3838  
担当：和田、宮本

## 独立行政法人国立病院機構大牟田病院における 入院患者への性的虐待について

- 1 障害者虐待防止法における県と市町村の役割  
別添資料参照
- 2 これまでの経過
  - R5. 12. 20 入院患者（1名）から数年前にあった虐待の相談を受け、病院は支給決定を行った自治体Aへ通報  
〈障害者虐待防止法第16条に基づき、自治体へ通報が行われたもの〉
  12. 22 自治体Aが事実確認調査を実施（1回目）  
〈市町村において事実確認調査等病院の協力による任意調査）を実施〉
  - R6. 1月 病院において、職員及び入院患者から聞き取り調査を行い、虐待疑い事案を支給決定市町へ通報  
〈障害者虐待防止法第16条に基づき、自治体へ通報が行われたもの〉
  2. 1 自治体Aが事実確認調査を実施（2回目）
  3. 末 自治体Bが事実確認調査を実施し、その調査結果の内容に基づき虐待認定を行うか検討中
  - R6. 4. 15 これまでの調査結果に基づき、自治体Aにおいて虐待認定が行われ、4月15日に県へ虐待認定を報告（被虐待者1名、虐待者1名）  
〈障害者虐待防止法第17条に基づき、関係市町村から県に対し虐待の報告が行われたもの〉
- 3 本県の今後の対応
  - ・ 国のマニュアルに則り市町村と連携して事実確認調査を行う。
  - ・ 市町村に提出される改善報告を踏まえ、その内容が適切に実施されているか等、運営指導を実施して改善状況を確認する。